第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあっては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。）により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（事業認可申請書）

第三十二条　法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

2　事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（削る）

（削る）

一　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備（既存の住宅その他の建物の改良によるものを除く。）をしようとする場合にあっては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

二　前号に掲げる場合以外の場合にあっては、賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図

（削る）

項に規定する公的賃貸住宅等を改良する場合にあっては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施されるものに限る。第十八条において同じ。）により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（事業認可申請書）

第三十二条　法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

2　事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　賃貸住宅の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表示した配置図

三　縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

（新設）

四　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備（既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを除く。）をしようとする場合にあっては、当該賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

（削る）

（削る）

三　（略）

四　その他都道府県知事が必要と認める書類

3　（略）

五　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅を有する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅を有する者であることを証する書類

ロ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

六　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該申請しようとする者が当該権利を有する者であることを証する書類

ロ　当該賃貸住宅を有する者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

ハ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅において法第五十六条に規定する事業を行うことについて当該賃貸住宅を有する者が承諾したことを証する書類

七　認可を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款

八　（略）

（新設）

3　（略）